

## 浪岡地区コミュニティバス車体広告掲載取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市がバス運行事業者に委託して運行を実施している浪岡地区コミュニティバス（以下「バス」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載物件)

第2条 広告を掲載する物件は、バス運行事業者が所有するバス車両2台とする。

### (広告の種別及び掲載料)

第3条 広告の種別及び掲載料については、別表のとおりとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

### (広告掲載の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

- (1) バス車両の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの。
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの。
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの。
- (5) その他バス車両に掲載する広告として妥当でないとするもの。

### (広告の色彩等)

第5条 バス車体に掲載することができる広告の色彩、意匠その他デザイン等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 道路交通上の安全を阻害するおそれがあるもの。
- (2) バス車両の通行上の支障となるもの。
- (3) 地色が信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの。
- (4) 都市景観との調和を損なうもの。
- (5) 周囲の運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫とさせるおそれのあるもの。

### (広告掲載希望者の募集)

第6条 広告掲載希望者の募集は、青森市ホームページ等を通じ、随時募集するものとする。

る。

(広告掲載の申込み)

第7条 バス車体に広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、次に掲げる書類等を、市長に提出するものとする。

- (1) 浪岡地区コミュニティバス車体広告掲載申込書（様式第1号）
- (2) 広告見本
- (3) 広告主の事業の概要がわかる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(広告掲載の審査)

第8条 市長は、前条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、先着順に、バス運行事業者の意見を踏まえ、その内容を審査し、広告掲載の承認又は不承認を決定し、当該申込者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により広告掲載を承認したときは、必要と認める条件を付することがある。
- 3 第1項の通知は、浪岡地区コミュニティバス車体広告掲載決定通知書（様式第2号）又は浪岡地区コミュニティバス車体広告不掲載決定通知書（様式第3号）によるものとする。

(広告の掲載期間)

第9条 広告の掲載期間は、前条の規定により市長が広告掲載を承認した期間とする。

- 2 前条に規定する浪岡地区コミュニティバス車体広告掲載決定通知書を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が広告掲載を承認した期間満了後、引き続き広告掲載しようとするときは、当該期間が満了する1か月前までに、浪岡地区コミュニティバス車体広告継続申込書（様式第4号）を提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申込書が提出されたときは、新たに掲載期間を定めて更新することがある。
- 4 市長は、前項の規定により掲載期間を更新した場合は、浪岡地区コミュニティバス車体広告継続決定通知書（様式第5号）により、広告主に通知するものとする

(掲載料の納入)

第10条 広告主は、第3条の規定により算出した広告掲載料を、青森市納入通知書により、市長が定める期日までに支払うものとする。

- 2 市長は、広告掲載期間が複数年にわたる承認をしたときは、広告掲載料は年度毎に算出するものとし、広告主は年度毎に市長が定める期日までに支払うものとする。

- 3 前2項の規定は、前条第2項の規定により広告掲載期間が継続された場合、継続された掲載期間に係る広告掲載料に準用する。

(車体使用料の額及び支払)

第11条 市長は、広告を掲載するバス車体使用料として、前条の規定による年度毎に納入された広告掲載料の100分の10に相当する額を、当該年度の浪岡地区コミュニティバス運行业務委託料に上乗せしてバス運行事業者に支払うものとする。

- 2 前項のバス車体使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(費用負担等)

第12条 広告主は、掲載期間が終了したとき、又は掲載を中止したときの撤去費用及び処分費用を全額負担しなければならない。

- 2 広告の撤去作業等において、広告の素材等に起因して車体塗装の剥離等が生じたときは、広告主が原状復旧しなければならない。
- 3 広告掲載期間中に広告が破損等したときは、市又はバス運行事業者の責めに帰する場合を除き、広告主がその一切の責任を負うものとする。

(広告掲載の変更及び取り止め)

第13条 広告主は、広告掲載の変更又は取り止めをする場合は、浪岡地区コミュニティバス車体掲載広告変更(取り止め)申込書(様式第6号)により、変更又は取り止めをする日の15日前までに市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定により広告掲載の変更又は取り止めを承認した場合は、浪岡地区コミュニティバス車体掲載広告変更(取り止め)決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(広告掲載の取消し)

第14条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことがある。

- (1) 広告掲載に係る権利を他に譲渡したとき。
- (2) 第8条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) 指定する期日までに広告を掲載していないことに対して、市長がこの状態の解消を求めて行った指示に従わないとき。
- (4) 指定する期日までに広告掲載料を納入していないことに対して、市長がこの状態の解消を求めて行った指示に従わないとき。

(5) その他広告掲載が適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、浪岡地区コミュニティバス車体広告掲載取消通知書（様式第8号）により、広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第15条 第10条の規定により納入された広告掲載料は、還付しないものとする。ただし、特別の理由があると認められる場合は、当該料金の全部又は一部を還付することがある。

2 前項の場合において、還付する広告掲載料には利子は付さないものとする。

(損害賠償)

第16条 第14条第1項の規定により広告掲載を取り消した場合において、市が被害を被ったときは、市長は、広告主に対し、損害賠償請求を行うことがある。

(広告取扱業者)

第17条 市長は、広告の掲載について、その目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、青森市競争入札参加資格等に関する規則（平成17年青森市規則第161号）第6条の規定により、業種「企画制作等業務」部門「広告企画製作業務」に係る競争入札参加資格の認定の通知を受けた広告取扱業者に、広告の取次を行わせることがある。

2 第14条第1項の規定により広告取扱業者が取次した広告掲載を取り消した場合において、当該広告取扱業者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わない。

(あつ旋手数料)

第18条 前条第1項の規定により広告取扱業者が、広告主から掲載依頼を取り次ぎ、掲載の申込みを行い、広告掲載が決定したときは、当該広告取扱業者に対して、当該広告に係る広告掲載料納入額の100分の15を広告あつ旋手数料として支払うものとする。

2 前項において、あつ旋手数料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

種 別		規格（cm）	枠数	1 枠当たりの掲載料
自動車外側	フロントマスク	縦 42×横 85	2	129 円/日
	後部窓ガラスステッカー（縦型）	縦 60×横 20	2	593 円/月
	後部窓ガラスステッカー（横型）	縦 20×横 60	2	593 円/月
	シースルー	縦 30×横 180	2	1,620 円/月
自動車内側	ポスター	縦 36.4×横 51.5	20	37 円/日
	運転席後部ステッカー	縦 20×横 45	2	540 円/月
	窓ガラス左右ステッカー	縦 18×横 50	10	388 円/月
	窓ガラス左右ステッカー（ハーフ）	縦 18×横 25	10	194 円/月
	リーフレット広告（持ち帰り）	A 4 版以下 （1 束 50 枚で 1 枠とする。）	4	1,850 円/月